Nirasaki

広報にらさき

Dec.2015
12
Vol.815

戸締り用心　火の用心！

11月9日、すずらん保育園
火災予防運動イベントにて

―防犯特集―

あなたや家族が被害者にならないために

①電話詐欺・②悪質商法から大切な財産を守りましょう

①その電話、もしかしたら・・・

電話詐欺かも

近年、振り込め詐欺をはじめとする電話詐欺（特殊詐欺）の被害が全国的に急増しており、私たちの暮らしを脅かす大きな社会問題となっています。本市でも、多額の金銭をだまし取られるという詐欺被害が発生しており、決して他人事ではありません。

詐欺の手口は年々巧妙化し、特に高齢者が被害に遭うケースも急増しています。詐欺は、人の不安に付け込み、家族への愛情を悪用して大切な財産を奪うという卑劣な犯罪です。

今月号では、高齢者をはじめ、すべての皆さんが詐欺被害に遭わないよう、詐欺について知り、安全で安心な暮らしがおくれるよう、詐欺の手口や対処法などを紹介します。

※資料提供及び取材協力：山梨県韮崎警察署生活安全課

県内でも被害件数が急増

だましの手口は電話から

今年1月から10月末までの県内における電話詐欺の被害認知件数は74件、被害総額は既に2億円以上に上り、過去最悪を記録した昨年をすでに上回り、極めて危機的な状況にあると言えます。

こうした状況のなか、山梨県警察では、詐欺の手口の共通点として、まずだましの電話が固定電話にかかってくることに着目し、固定電話にかかってきた電話について、息子であっても孫であってもお金の話が出たら、まず詐欺を疑うことを広めるため、全国的には特殊詐欺と呼ばれている詐欺等の呼称を、「電話詐欺」というシンプルな名称に変更し、詐欺被害撲滅のための取り組みを展開しています。

だましの手口は電話から始まります。「携帯番号が変わった」「風邪で声がおかしい」「カバンを盗まれた」「〇〇駅までお金を持ってきて」「ATMで還付金受領の手続きができる」等の電話を受けたら全て詐欺です。即座に110番通報をお願いします。

このような言葉を言われたら まずは誰かに相談を！

還付金がありますよ

携帯電話の番号を変えた

必ず儲かる

ATMに行ってください

今日中に何とかすれば間に合う・・・

電話詐欺とは、面識のない不特定多数の方に対して電話をかけるなど対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、現金等をだまし取る犯罪の総称です。その代表的なものとして、振り込め詐欺と言われているオレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などがあります。

覚えておきましょう！ 電話詐欺を見破るキャッチフレーズ

①オレオレ詐欺
「電話番号が変わった」「バッグを置き忘れた、今日中に現金が必要」という電話は詐欺

②架空請求詐欺
身に覚えの無い請求は無視してまず相談

③融資保証金詐欺
お金を借りるのに「先に保証金を払え」は詐欺

④還付金詐欺
「お金を返すからATMに行け」は詐欺

⑤金融商品等取引名目詐欺
「必ずもうかる」「必ず高値で買い取ります」という話は詐欺

詐欺を未然に防ぐポイント4ヶ条

一人で悩まないで必ず誰かに相談をしましょう！

①日頃から**家族と連絡をとり合い**、コミュニケーションを図り情報共有を心がけましょう。
②お子さんやお孫さんと**電話では絶対にお金の話をしない**と決めておきましょう。
③家族で**「合言葉」**を決めておきましょう。
④詐欺犯は自分の声が録音されるのを嫌がります。常に自宅の電話を**留守番電話**にしておきましょう。

被害者の中には、被害に遭われても「恥ずかしい」「家族に迷惑をかけたくない」などの理由で、誰にも相談しない場合が少なくありません。詐欺にあわないためには、皆さん自身が問題意識を高めるとともに、家族の様子を日頃から気にかけて、お互いに見守っていくことも必要です。そのためには、普段から家族の中で、詐欺の手口や被害について話題にし、注意するよう呼びかけることが大切です。不審な電話や訪問を受けたときの対応の仕方や相談窓口なども話し合っておきましょう。

★不審な電話はすぐに110番　韮崎警察署 ☎0551-22-0110

年々巧妙かつ複雑化する、悪質商法

②ちょっと待って、その契約！

悪質商法や詐欺は、手を変え、品を変え、次から次へと新たな手口で人をだまそうとしてきます。被害にあわないためには、「一人で判断しない」「世の中にうまい話はない、怪しい誘いには手をださない」を心がけてください。

点検商法

■主な商品
屋根瓦、シロアリ駆除、耐震補強、羽毛布団、消火器、浄水器など

■主な手口
「○○の点検に来ました」「このままでは危ない」など不安をあおり、商品購入や工事契約を勧誘します。

■被害にあわないためには
急いで契約しない
突然の訪問による点検には警戒しましょう。消防署・水道局など公的機関を装う場合もありますので注意が必要です。また、実際に工事が必要な場合でも、他の業者から見積もりをとって比較するなど、十分検討してから契約をしましょう

催眠商法

■主な商品
布団類、健康食品、磁気マットレスなどの健康器具

■主な手口
街頭で、日用品などをタダ同然で配り、多くの方々を仮設店舗などの会場に誘い込み、格安商品を配り会場を興奮状態にした後、高額な商品を買わせるという手口です。強硬な手段を取ってくる可能性もあります。

■被害にあわないためには
景品などにつられない
景品や格安の日用品などに惑わされず、不審な会場には絶対に近付かないようにしましょう。「タダより高いものは無い」と心得ましょう。
※SF商法と呼ぶ場合もあります

送りつけ商法

■主な商品
健康食品、魚介類や果物、書籍など

■主な手口
一方的に商品を送りつけて代金を請求する手口です。振込み用紙を同封したり、代金引換の宅配便などを利用したりして代金を支払わせようとします。

■被害にあわないためには
覚えがなければ断る
申し込んだ覚えがなく、購入する意思がなければきっぱり断りましょう。なお、代金を支払う必要も、自ら商品を送り返す必要もありません。
※受け取った日から14日間経過しても送り主が引き取らなければ、商品を自由に処分することができます。

一人で悩まないで、まずはご相談を!!

高齢者の方から寄せられる相談の大きな特徴は、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いことで、健康やお金の不安に付け込んだ商法の被害が多いのも特徴です。被害にあわないためにも、高齢者はもちろん家族の方々も必要な知識を身につける必要がありますね。

また、万が一契約をしてしまっても内容によってはクーリングオフ制度により契約解除ができる場合もあります。そのためにも必ず契約書は破棄せず保管をしておいてください。

市民の皆さんが安心・安全に日々の暮らしを送ることができるよう、消費者トラブルや困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

韮崎市消費生活相談員　烏谷まゆみさん
山梨県県民生活センターにて、消費生活に関する様々な相談業務経験を経て、平成23年4月から本市の消費生活相談員として従事。

★韮崎市消費生活相談窓口（商工観光課内）
毎月第2第4火曜日　庁舎1階102会議室（電話相談も可）
☎22-1111（内線215・216）

★その他の相談窓口
山梨県県民生活センター　☎055-235-8455
消費者ホットライン　☎0570-064-370

ご注意ください！
各地でマイナンバー便乗の不審電話
数百万円の被害も

10月からスタートしたマイナンバー制度（個人番号制度）ですが、早くもこれに便乗する詐欺や不審電話事件が全国で多発し、すでに被害の報告も出ています。消費者庁は「不審な電話はすぐ切るか無視し、警察の相談窓口などを利用してほしい」と注意を呼び掛けています。

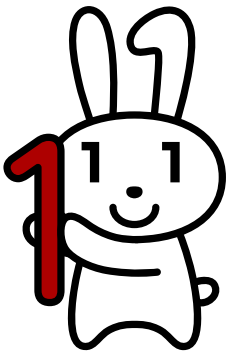

注意① 電話や手紙、訪問には応じない

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

注意② 関連商品の販売や勧誘に注意をする

電話、メール、訪問により、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには注意してください。

注意③ 不審なメールは安易に開封しない

マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。

注意④ 「なりすまし」の郵便物にご注意を

マイナンバーは、「通知カード 個人番号カード交付申請書 在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。

個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信していただくことになります。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるか、ご確認ください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。

注意⑤ 名義貸しの依頼は詐欺の手口です

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

人と人の繋がりが被害を減らす

「お金を振り込む」「契約をする」などといったときに、少しでも不安に思ったり、困ったことがあるのなら、行動を移す前に、家族や信頼できる知人、市役所や警察などにご相談ください。

詐欺や消費者トラブルの被害を防ぐには、家族はもとより地域の皆さんの見守りという協力が必要です。**地域の皆さんが電話詐欺や悪質商法に関心を持ち、地域全体で被害の防止に努めること、離れて住む家族とも気軽に連絡や相談ができるような絆を築くことが被害を防止するための重要な手段です。**

誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、チーム韮崎で被害防止に取り組みましょう。

電話詐欺や悪質商法を未然に撃退！
振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成のご案内

市では増加する振込詐詐欺や悪質商法の被害を未然に防止するため、被害を受けやすい高齢者世帯を対象に、振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成を行います。

この装置は、着信前に「この電話は振込詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」というアナウンスを流し、振込詐欺を抑止します。

■使用方法　自宅の電話機回線に当該装置を接続して使用

■助成対象者　①65歳以上の単身世帯の方
②65歳以上の方のみで構成される世帯の方

■助成金額　装置1台につき1万円
※個人負担3千円　ただし1世帯につき1台に限る。

■助成台数　300台（先着順）

■申請場所　商工観光課窓口　※電話申込可

■装置の取付け　市と協定を締結した事業者が行います。

■問い合わせ　商工観光課商工労政担当（215・216）

まもなく税の申告の時期です

税の申告準備はお早めに

▼年末調整の手続きをお忘れなく

サラリーマンなどの給与所得者にかかる所得税額は、毎月の給与や賞与から天引きされています。しかし、一年分の所得税の総額とは必ずしも一致しません。このため、年間の給与総額が確定する年末に、会社へ「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することで、その年の税額の過不足が調整されます。この年末調整をすることにより、給与所得者は確定申告をする必要がなくなりますので、忘れずに年末調整を行いましょう。

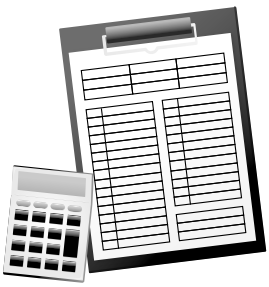

事業主（給与支払者）の方へ

給与支払報告書の提出は平成28年2月1日です

給与支払者は、支払いを受ける人（給与所得者）の居住する市区町村に、一年間に支払った給与等の明細である（給与支払報告書）を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となるものですので、全ての受給者（専従者・退職者・アルバイト等の少額受給者も含む）について作成し、必ず期限内に提出してください。

※給与支払報告書の用紙は市税務課窓口でも配布しております。

■提出期限

平成28年2月1日

■提出先

給与所得者が平成28年1月1日現在に居住する市区町村

県内全市町村で特別徴収の徹底を推進しています

個人住民税の特別徴収とは、事業主の皆さんが国税の所得税と同様に特別徴収義務者として、個人住民税を従業員に支払う給与から毎月徴収し、その従業員に代わって従業員の住所地の市区町村に納入いただく制度です。

※ご注意ください

普通徴収（本人が納付書等で納める方法）の対象となる従業員がいる場合には、必ず総括表及び給与支払報告書に理由（ア～カ）を記載してください。理由記載がない場合は、特別徴収となります。

ア　総受給者が2名以下
イ　乙欄該当者
ウ　給与支払金額が少額
エ　給与の支払が不定期
オ　青色専従者
カ　退職（退職予定）

■問い合わせ

税務課市民税担当
（内線153～155）

▼償却資産は申告が必要です

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、事業のために用いる機械・器具・備品等の有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※資産の増減にかかわらず、必ず申告が必要です。

■対象となる資産

平成28年1月1日現在に所有している償却資産

◇構築物（広告塔・舗装路面・水槽・煙突など）
◇機械及び装置（製造設備等）
◇車両および運搬具（フォークリフトなど）

※自動車税、軽自動車税の課税対象物は除く

◇工具・器具・備品（事務機器・各種工具など）

■太陽光発電設備も償却資産の対象です

会社や個人事業主の方が事業のために設置した場合は、発電容量や全量売電・余剰売電にかかわらず償却資産の申告が必要です。

また、個人の方でも、10キロワット以上の全量売電のものは、事業用の資産となり、償却資産の対象となりますので申告が必要です。ただし、10キロワット未満の太陽光発電や余剰売電のものは申告の必要はありません。

■申告期限

平成28年2月1日（月）

■申告先・問い合わせ

税務課固定資産税担当
（内線156～158）

太陽光発電の売電収入は税の申告が必要です！

最近、ソーラーパネルのついている屋根をたくさん見かけるようになりましたが、うっかり申告を忘れている方はいらっしゃいませんか？

自宅の屋根などで発電して電気を売った場合は雑所得、またお店やアパートの屋根などで発電して電気を売った場合は事業所得や不動産所得となり、収入・経費のわかるものを整理して申告する必要があります。

設置費用や補助金の額のほか、毎月の売った分、買った分両方の電気代の明細等も必要です。申告に備えて整理しておきましょう。

■問い合わせ

税務課市民税担当
（内線153～155）

自動車・バイク・農耕車等をお持ちの方

▼登録・廃車手続きはお済ですか？

自動車税や軽自動車税は毎年4月1日に自動車等を所有する方に課税されます。

次の項目に該当する場合には手続きをお願いします。

- **所有者が亡くなった**
- **氏名や住所等が変った**
- **自動車を廃車した**
- **売買などで所有者が変った**
- **改造して排気量が変わった**

これらの手続きを怠ると、処分や譲渡した自動車等の納税通知書が届くこととなり、本来の所有者に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

この機会に手続きが済んでいるかご確認ください。

☆ご注意ください！

手続きをしないままバイク等を知人に貸した後、所在不明になる等のトラブルが見受けられます。標識（ナンバープレート）を譲渡したり貸し付けたりすることは禁止されています。安易に貸したりせず、必ず廃車・譲渡の手続きをしてください。

■税に関する問い合わせ

※普通自動車

総合県税事務所

☎055-262-4662

※軽自動車・原付・農耕車

市税務課市民税担当

（内線153～155）

登録・変更・廃車の手続きに関する問い合わせ先一覧

車両	手続き先	電話番号
普通自動車	山梨陸運局（山梨運輸支局）	050-5540-2039
バイク（250cc 超）		
軽自動車	軽自動車検査協会	050-3816-3121
バイク（125cc 超～250cc 以下）		
原動機付自転車（50cc 超～ 125cc 以下）	韮崎市役所（税務課）	0551-22-1111（153/154/155）
農耕車（トラクター等）		

対象者には通知をします！ 必ずご申請を

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合、申請によりその超えた金額が支給される制度です。

※高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。

また、同じ世帯でも加入している医療保険が違う場合は、後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算療養費制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）

所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者（3割）	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方	67 万円
一般（1割）	現役並み所得者、低所得者以外の方	56 万円
低所得者Ⅱ（1割）	世帯員全員が住民税非課税である方	31 万円
低所得者Ⅰ（1割）	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除（公的年金の場合は 80 万円）を差し引いた所得の合計が０円となる世帯の方	19 万円

☆対象者には通知を

平成26年8月1日から平成27年7月31日の1年間について、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となる見込みの被保険者の方に、平成28年1月頃、山梨県後期高齢者医療広域連合より通知と申請書が郵送されます。

☆通知を確認し、必ず申請願います

お手元に届いた通知書に同封された申請書にご記入のうえ、平成27年7月31日に住民登録のあった市区町村へご提出ください。

※申請の時効は、通知がお手元に届いてから2年間です。

■支給は2か所から

【医療分】山梨県後期高齢者医療広域連合から支給されます。（申請から2～3ヶ月ほどかかります。）

【介護分】医療分支給（不支給）決定後、市役所介護保険課より支給されます。

■問い合わせ

市民課国保医療担当

（内線127～129・137）

介護保険課介護保険担当

（内線112・113・114）

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎055-236-5671

早く安全に除雪を行うために

除雪作業にご協力を

今年も降雪の季節がやってきました。雪が降った場合には、市や県が委託した業者が市道・県道の除雪作業を行います。作業を円滑に実施するため皆さんのご協力をお願いします。

●スムーズに作業を行うため、路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げになるほか、交通渋滞の原因にもなります。また、除雪作業車の無理な追い越しは大変危険ですのでやめましょう。なお、作業中は大変危険ですのでお子さんを近づけないようにお願いします。

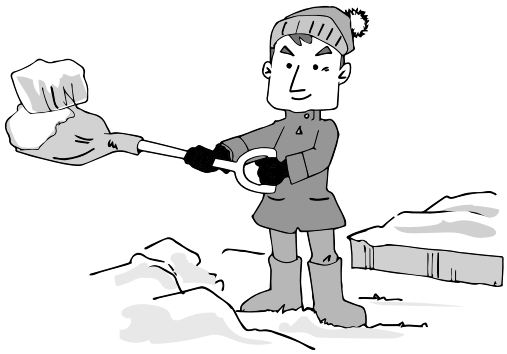

※除雪作業車は、短時間で効率的に回らなければならないため、各戸の出入り口や希望する時間に除雪を行うことができません。除雪作業車通過後の出入口は、各自で除雪をお願いします。

●雪の処分は所有敷地内でお願いします

車道や歩道に捨てられた雪は、交通事故や渋滞の原因にもなります。また、水路に捨てられた雪は水があふれる原因となりますので、各戸の雪の処分は所有する敷地内でお願いします。

●歩道や私道、私有地などの除雪は各自でお願いします

市で除雪計画された道路以外の歩道、私道、私有地等は除雪対象外です。地域の協力による除雪をお願いします。

●私有地の樹木などの手入れをお願いします

私有地の樹木が雪の重みで倒れ、車両事故や道路構造物の破損が起きた場合は、所有者の責任が問われることがあります。庭木や樹木、特に竹林の手入れをお願いします。なお、電線に近い場所での伐採は、東京電力やNTTに事前に相談をお願いします。

●タイヤチェーンなどを携帯しましょう

路面の凍結時にも安全に通行できるよう、冬用タイヤの装着や、タイヤチェーンなどを携帯するよう万全な装備を心がけてください。

※今年度の市道除雪路線を12月初旬に市ホームページに掲載します。

■問い合わせ

☆市道関係
建設課道水路維持担当
（内線２４５）

☆県道関係
県中北建設事務所峡北支所
道路課道路維持担当
☎23-3065

企業PRと社会貢献に

韮崎市文化ホール「ネーミングライツ」スポンサー企業を募集

市では、公共施設等の安定した運営を確立し、市民サービスの向上に寄与するため、施設にふさわしい愛称をつけることができるネーミングライツスポンサー企業を募集します。ネーミングライツスポンサー企業は、公共施設等に愛称（企業名・商品名等）を表示することにより、企業を幅広くPRすることができると同時に、公共施設等への経済的支援を通じた社会貢献活動を行うことができます。

■対象施設　韮崎市文化ホール

■募集期間
11月24日（火）～12月11日（金）

■募集概要
①対象企業　国内の法人格を有する企業
②金　　額　年額550万円以上
③契約期間　5年を原則とする（更新可）
④名　　称　利用しようとする名称に『韮崎』を入れること
⑤使用開始　平成28年4月（予定）

■決定方法　ネーミングライツ審査会で名称、金額、提案等を総合的に判断し決定します。

■申し込み・問い合わせ　教育課生涯学習担当（内線266）

皆さんのご意見をお寄せください

都市計画道路の見直し（案）縦覧のお知らせ

市では、長期間整備されていない都市計画道路の見直し作業を進めています。

今回の見直しは、必要性や実現性の低い路線及び区間を廃止するもので、住民説明会、パブリックコメントの実施や原案の閲覧などの結果を基に最終案を作成しましたので、都市計画法の規定により案の縦覧を行います。

今後は、都市計画審議会を経て、都市計画道路の変更が決定されますが、市内に住所のある方及び利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。提出された意見書は都市計画審議会で審議されます。

■縦覧及び意見募集期間
12月2日（水）～16日（水）

※市役所での縦覧及び提出は土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分

■計画案の縦覧場所
・市ホームページ
・市役所1階情報公開コーナー
・市役所2階建設課窓口

■意見書の提出方法
意見書の書式は任意ですが、意見の要旨とその理由及び住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送（必着）または建設課窓口に直接ご持参ください。

■提出先・問い合わせ
建設課都市計画担当（内線250）

就職・起業を目的に 韮崎市に転入された若者を応援

市では若者の移住・定住を促進するため、就職または起業を目的に本市へ転入された45歳未満の方に対し、奨励金を支給しています。

■支給対象者
・市外に1年以上居住されていた方。
・転入前60日から転入日以後1年以内に、正社員として就職または起業された方
※新卒者及び転勤等による就労者は対象となりません。

■奨励金の額　1人につき10万円

■支給申請について
基準日（就職または起業した日と転入日を比較して遅い方の日）から1年経過後に、申請書に必要書類を添えて提出してください。

■必要書類
〈就職した場合〉
・採用決定通知書・雇用保険被保険者証の写し
・健康保険証の写し・在職証明書
〈起業した場合〉
・韮崎市商工会加入書類・確定申告書等の写し
・収支実績表
※申請書は窓口でお受け取りになるか、市ホームページよりダウンロードしてください。
※基準日から1年経過後、60日以内に申請を行わないと受給資格がなくなります。

■問い合わせ
商工観光課商工労政担当（内線216）

大学・専門学校等への就学を支援

韮崎市育英奨学金のご活用を

市では、大学や短大、各種専門学校へ進学を希望している方を対象に、育英奨学金の貸し付けを行っています。

■対象者
※次の資格要件の全てを満たす方
・本人、保護者が市内に1年以上住んでいる方
・大学生、短大生及び各種専門学校に在学中又は進学する方
・学業、人物が優れ、かつ健康な方
・学資の支弁が困難である方

■貸付額等　年額24万円

■貸付期間
決定時から在学する学校の最短修業年限まで

■奨学金の返還
10年以内返済（半年賦）
無利子
※貸付終了時に、本人が市内に住所を有すると、返還金の一部が免除されます。

■申込書類
・窓口配布開始
平成28年1月6日（水）
・配布場所
教育課学校教育担当窓口及び市ホームページから入手できます。

■申込期間
平成28年1月6日（水）～3月3日（木）

◆韮崎市育英奨学金制度
この制度は、平成6年に若宮二丁目在住の渡邊勇三氏（故人・元進学塾渡辺の門経営）から、市に寄付された七千万円を原資とし「韮崎市育英奨学基金」を設立、この基金を活用した奨学金です。平成27年度までに108名の方が活用しています。

■問い合わせ
教育課学校教育担当（内線264・265）

大掃除前に再確認！

みんなで守ろう！ごみ出しマナー

毎年、年末の大掃除に伴い家庭から出されるごみの排出ルールが守られていない場合が見受けられます。ごみステーションに出す場合は、次の事項を必ず守ってください。

①決められた日の午前8時までに出す。（収集後のゴミ出しは厳禁）

②可燃・不燃・資源ごみの分別をしっかりする。

③市で収集できないものは個人の責任で処理をする。

◆収集できないもの

・建築物解体時に生じた木材、トタン、雨どい、畳等

・農業により排出されたマルチ、育苗箱等、プラスチック製品

・家電リサイクル品目（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン類

※分解等をしても収集はできません。

エコパークたつおかへの自己搬入についても、市で収集できないものは、同様に受付することができません。

詳細については、各戸配付してあります「平成27年度ごみ・資源物収集カレンダー」や「ごみ分別マニュアル」を再確認してください。

さわやかな新年を迎えるにあたり、地域のごみステーションを清潔に保つよう、皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ

環境課環境政策担当

（内線131・132）

水道管の凍結・破裂にご注意！
年末年始の水道工事指定店一覧

気温がマイナス４度以下になると、水道管が凍結して水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。寒波が到来する前に、保温材などで水道管に防寒措置をしましょう。

なお、年末年始に水道管の修理が必要な際には、水道工事指定店へ直接お問い合わせください。

☆水道の使用者が転居や死亡などで変更となる場合は必ず手続きをお願いします。

■問い合わせ

上下水道課水道管理担当

（内線616・617）

日　付	曜日	指定店名	電　話
12月29日	火	菊島設備㈱	090-3244-6529
12月30日	水		
12月31日	木	細田設備	090-3003-1451
1月1日	金		
1月2日	土	㈱日設管興	090-3319-0520
1月3日	日		
1月4日	月	八代設備	0551-25-5511

空き家の所有者の方々へ

空き家の適正な管理にご協力をお願いします

人が住んでいない空家等は、建材の腐敗や老朽化の進行が早く周辺に悪影響を及ぼす恐れがあります。もし、通行人や近隣の家などに危害が及んだ場合、損害賠償を請求される可能性もあります。このようなことにならないように日頃から適正な管理に努めてください。

また、眠っている空家等を有効利用するため、「売ってもよい」「貸してもよい」という空家等をお持ちの方は、「空き家バンク登録制度」もありますので、ぜひご活用ください。

☆韮崎市空家等対策の推進に関する条例を制定

個人の財産である家は、所有者等が自己責任において管理することが原則ですが、所有者を特定するための実態調査や、所有者等に対し助言又は指導、勧告、命令等を行う「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 6 月に施行されました。また、市でも適正な管理がされていない空家等の相談が増加していることから、市民の安心で安全な生活の確保及び生活環境の保全を図るため、平成 27 年 12 月 1 日より「韮崎市空家等対策の推進に関する条例」を施行し、引き続き、空家等対策に取り組んで行きます。

■問い合わせ

・条例等の内容に関する問い合わせ　環境課環境政策担当　（内線131・132）

・空き家バンクに関する問い合わせ　企画財政課人口対策担当（内線358・359）

事業主の方へお知らせ

平成28年度（追加分）競争入札参加資格審査の申請を受付

平成28年度追加分の競争入札への参加を希望される業者の方は、申請が必要になりますので、次の期間に必ず申請を行ってください。

なお、今回受付分の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなりますのでご注意ください。

■受付期間

【窓口受付】
平成28年1月8日（金）～1月22日（金）

【郵送受付（必着）】
平成28年1月8日（金）～2月1日（月）

※詳しくは、市ホームページの「入札・契約」をご覧ください。（12月以降に公開予定）

■問い合わせ

総務課契約管財担当（内線337・338）

年末年始の公共施設等の休館日

施設名	問い合わせ	休館期間
市役所	☎22-1111	12月29日～1月3日
市立病院（※救急患者除く）	☎22-1221	12月29日～1月3日
保健福祉センター	☎23-4310	12月29日～1月3日
老人福祉センター	☎22-6944	12月29日～1月3日
ゆ～ぷる韮崎	☎20-2222	12月31日～1月1日 ※28日(月)は休まず営業
スポーツ施設（御勅使サッカー場・グリーンフィールド穂坂含む）	☎22-0498	12月29日～1月4日
市営火葬場(環境課)	☎22-1111	1月1日～1月3日
市民交流センター「ニコリ」	☎22-1121	12月29日～1月4日
市立図書館	☎22-4946	12月28日～1月4日
子育て支援センター	☎23-7676	12月28日～1月4日
ふるさと偉人資料館	☎21-3636	12月28日～1月4日
東京エレクトロン韮崎文化ホール	☎20-1155	12月28日～1月4日
韮崎大村美術館	☎23-7775	12月29日～1月1日
民俗資料館	☎22-1696	12月28日～1月4日
穂坂自然公園（冬季閉鎖※トイレ可）	☎37-4362	12月1日～3月31日
児童センター	韮☎22-7687	12月29日～1月3日
	東☎23-5550	
	西☎22-1775	
	甘☎23-1535	

★戸籍の届出（出生届・死亡届等）は市役所1階西側警備員室で受付
★市民バス　1月1日全線運休
　12月29日～31日・1月2・3日は休日運行
★市民バス学生割引（全路線）
　12月20日～1月10日　対象：小中高大生　全区間1回50円
★証明書のコンビニ交付
　12月29日（火）午前6時30分～1月3日（日）午後11時まで停止

入戸野自主防災会　山梨県自主防災組織特別知事表彰を受賞

自分たちのまちは、自分たちの手で守る

10月25日、日頃から減災・防災活動に積極的に取り組む円野町の入戸野自主防災会が、自主防災組織特別知事表彰を受賞しました。

入戸野自主防災会は、地域住民約150名の46世帯で組織され、平成23年の設立以来、年間活動計画の作成、各世帯の家族構成の把握、要配慮者の支援体制の見直し、避難経路の確保など地域の自主防災力の向上に努めてきました。また、今年の2月には地域の特性を考慮した防災の手引きを作成し各世帯へ配布をしたほか、地域減災リーダーの育成講座を地域住民の多くが修了するなど、いざという時に自らを守り地域を守る、減災力の強いまちづくりを実践しています。

入戸野自主防災会の一木長博会長は、「年間の防災計画を作成することで、有事の際に、住民自らがどのように行動すべきかが明確になりました。また、地域の協力体制も広がりを見せ、減災リーダーなどの人材も育ってきました。活動内容が認められたことを嬉しく思うと同時に、この取り組みが他の地域にも広まると良いですね。」と受賞の喜びを話してくれました。また、活動が定着するまでは、役員の交代をしないということも、重要だそうです。

大規模災害が発生すると市内全域に被害が広まり、公的機関が十分対応できないことが予想されます。「自分たちのまちは、自分たちの手で守る」という入戸野自主防災会をはじめとする地域の自主防災活動が今後ますます活発になることを期待してやみません。

韮崎市職員の給与および職員数などを公表します。

市の人事行政の運営について、公正性と透明性を高めることを目的に、その概要をお知らせします。

職員に支給される給与は、国家公務員の給与等を参考にしながら、市議会の審議を経て条例や規則などで定められています。その内容は、基本給としての給料と、扶養・住居・通勤手当や民間の賞与にあたる期末・勤勉手当などがあります。

▼人件費の状況（一般会計決算）

（単位：人・千円・%）

区　分	人　口（H27.3.31）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）	前年度
26 年度	30,668	13,222,829	2,042,034	15.4	14.8

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含む。

▼職員給与費の状況（一般会計決算）

（単位：人・千円）

区　分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
		給　料	職員手当	期末勤勉手当	合　計（B）	
26 年度	224	818,891	99,534	305,132	1,223,557	5,462

（注）職員手当には退職手当は含まず。職員数は平成 27 年 3 月 31 日現在の人数。

▼ラスパイレス指数

同種の職種・経歴に該当する国家公務員の給与額を 100 とした場合に対して地方公務員の給与額についての数値です。

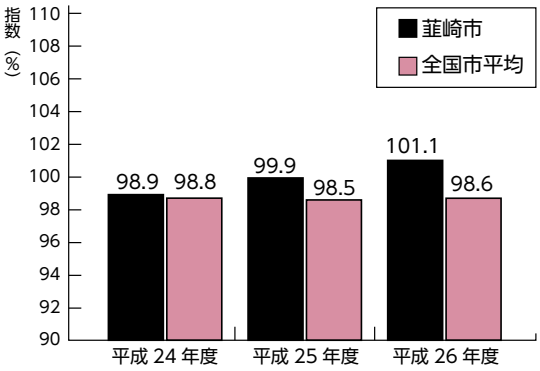

▼職員の初任給の状況（平成26年4月1日）

（単位：円）

区　分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	174,200	154,800	142,100

▼一般行政職員の平均給与月額と年齢別の内訳（4月1日現在）

（単位：円）

平均給料月額		平均給与月額	
H26	H27	H26	H27
316,000	314,500	360,700	379,800

（注）給与月額は給料と諸手当を合計したものです。

＜年齢別の平均給与月額＞

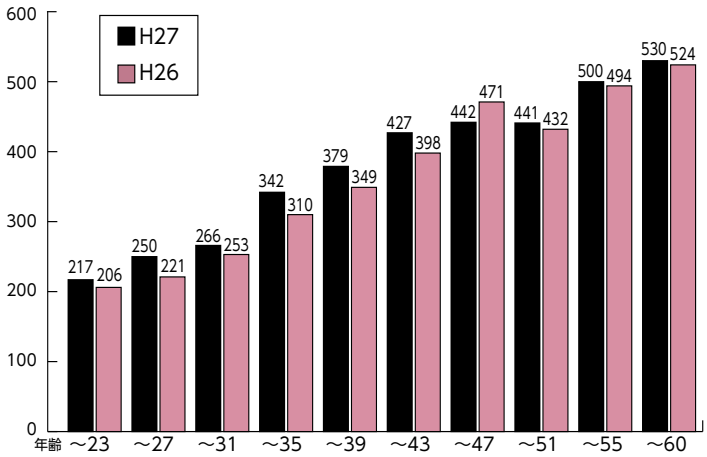

▶特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日）

区　分		給料月額報酬等	期末手当		
給　料	市　長	762,000 円	支給月数（26 年度）	3.90 月分	
	副市長	630,000 円		6 月期	1.875 月分
	教育長	573,000 円		12 月期	2.025 月分
報　酬	議　長	369,000 円	支給月数（26 年度）	3.05 月分	
	副議長	345,000 円		6 月期	1.400 月分
	議　員	336,000 円		12 月期	1.650 月分

▼部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

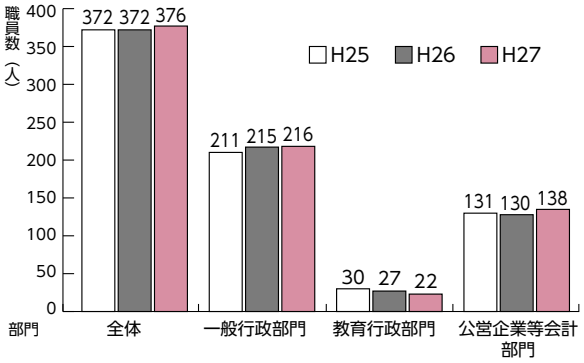

区分		H25	H26	H27	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	一　般	118	125	124	△ 1	人事配置に伴う減員及び業務内容充実に伴う増員
	福　祉	75	73	75	2	
	下水道	4	3	3	0	
	その他	14	14	14	0	
	小　計	[252] 211	[252] 215	[252] 216	[0] 1	
教育行政部門	教　育	30	27	22	△ 5	退職に伴う欠員不補充
	小　計	[52] 30	[52] 27	[52] 22	[0] △ 5	
公営企業等会計部門	病　院	123	121	131	10	退職等に伴う欠員不補充及び業務内容充実に伴う増員
	水　道	8	9	7	△ 2	
	小　計	[161] 131	[161] 130	[161] 138	[0] 8	
合　計		[465] 372	[465] 372	[465] 376	[0] 4	

（注）[　] 内は、条例による定数

▼勤務時間

（1）勤務時間の状況
　1 週間の勤務時間　38 時間 45 分

（2）一般職員の年次有給休暇の取得状況
　期間：平成 26 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日
　平均取得日数　9.6 日

▼福利厚生事業の状況（平成26年度）

地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業を実施するため韮崎市福利厚生会を組織しております。

主な事業として、職員の健康診断、各種助成（元気回復助成、リフレッシュ休暇、部活動助成）、慶弔祝金等給付事業などがあります。なお、この財源は職員が毎月支払う会費と市からの負担金で構成され運営しております。

会員数	356 人	(H26.4.1 現在)
事業実績総額	9,456 千円	
公費負担額	5,168 千円 (14) 千円	(　　) …1 人当たり公費負担額

■問い合わせ

政策秘書課政策人事担当（内線 325・326）

▼職員給与の種類と状況

給与

毎月決まって支給

- **給　　料**　職種や職務に応じた給料表に定められた額
- **扶養手当**　配偶者　13,000 円
  配偶者以外の扶養親族　6,500 円／人
- **住居手当**　借家 (家賃月 12,000 円以上)
  限度額　月 27,000 円
- **通勤手当**　交通機関等利用　限度額月 53,000 円
  自動車等利用　距離に応じて 2,000 円～
- **管理職手当**　管理職の区分に応じ支給 月 42,000 円～

特殊な職務や勤務に就いたときに実績に応じ支給

- **時間外勤務手当**　正規の勤務時間を超えたときに支給
- **宿日直手当**　一般　4,200 円、医師　20,000 円
  常直的な宿日直　21,000 円
- **特殊勤務**　市税等事務、放射線取扱作業、細菌検査業務、医師診療・医師出勤及び救急勤務医、夜間看護業務手当

臨時に支給

- **期末勤勉手当**（H26 年度）

支給月	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.675 月分
	(1.025 月分)	(0.875 月分)
12 月期	1.375 月分	0.825 月分
	(1.175 月分)	(1.025 月分)
合計	2.600 月分	1.500 月分
	(2.200 月分)	(1.900 月分)

（　　）の数字は、特定幹部職員（7 級）に適用する月数。

- **退職手当**　退職日給料月額に退職理由や勤務年数に応じて算出した額

▼一般行政職の平均年齢と年齢別、級別職員数（4月1日現在）

（単位：歳）

	H26	H27
平均年齢	39.9	39.9

＜年齢別職員数＞

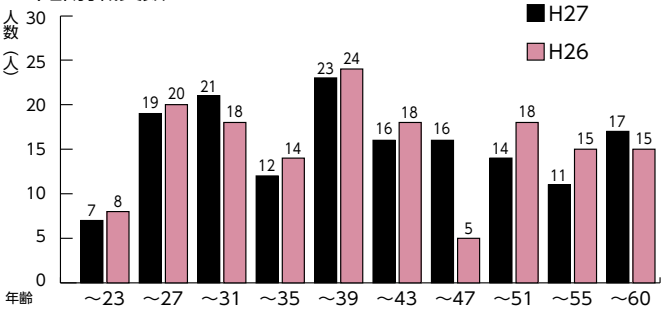

＜級別職員数＞　（一般行政職 156 人）

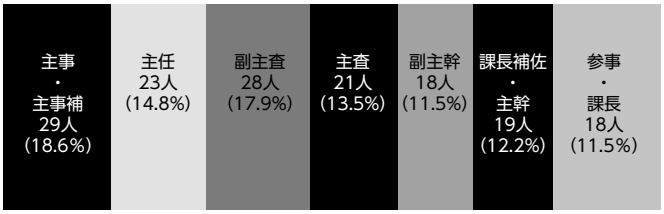

※行政職給料表適用職員のうち、税務職・保育士・技能労務職・水道事業会計該当者を除いた人数（給与実態調査より）

文化芸術に親しむ豊かな心を育む

11月7日(土)・8日(日)生涯学習フェスタ

東京エレクトロン韮崎文化ホールで、韮崎市生涯学習フェスタが開催されました。フェスタでは市内の保育園・幼稚園児から中学生までの、絵画や書道の入選者の表彰のほか、各種団体の発表なども行われ、日頃の練習の成果が披露されました。また駐車場ではフリーマーケットなども実施され、多くの方々で賑わっていました。

夢先生の授業 努力することの大切さ！

10 月 23 日（金）韮崎北西小「夢の教室」

10 月 23 日、スポーツ選手が子どもたちと触れ合う「夢の教室」が韮崎北西小学校で開催されました。読売ジャイアンツでプレーをした元プロ野球選手の川口寛人さんが、「夢先生」として授業を行い、夢の実現に向けて努力することの大切さを子どもたちに伝えました。

授業では、体育館でのチームワークを養うゲームや、川口寛人さんの双子の弟の隼人さん（現：東北楽天ゴールデンイーグルス）とのライバル関係とそれをバネに努力を積み重ねた自身の実体験が子どもたちに伝えられたほか、授業後には子どもたち自身の夢や目標も発表されました。

将来のサッカー選手を目指して！

10月14日(水) U-6サッカーフェスティバル
10月22日(木) U-3親子サッカー教室

韮崎市は「サッカーのまち」をキャッチフレーズに、次世代を担う青少年の健全育成、幅広い年代層が健康で暮らせる社会の構築や、サッカーを通じた国内外の交流など市民と行政が協働し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりの実現を目指しています。

この取り組みの一環で、3 歳以下のお子さんとその保護者を対象にした「親子サッカー教室」と、市内 5 保育園の園児が参加した「U―6 サッカーフェスティバル」が開催され、元気いっぱいにピッチを駆け回るちびっ子たちの声が響き渡りました。この中から将来のサッカー選手が数多く出ることを期待しています。

100 歳を慶祝！

10月15日（木）100歳のお祝いに小林ますさんを訪問

満 100 歳になられた小林ますさん（若宮）の長寿を祝い、内藤市長がお宅を訪問しました。小林さんは現在も食事や日常生活のほとんどを自分で行い、手芸が趣味のほか、電話応対もしっかりしていて、ご家族の留守の間の電話応対も安心して任せられるほどだそうです。これからも元気に長生きをしてください。

旬のサンマに満足の一日

10月24日（土）穴山町サンマまつり

穴山町ふれあいホールで恒例のサンマまつりが開催されました。東日本大震災の復興支援として始まったこのイベントも、今年で 3 回目。日本国際ボランティアセンターによる被災地復興支援報告会のあと、気仙沼直送のサンマが、穴山町でとれた新米と味噌汁とともに振る舞われ、多くの方々で賑わいました。

安全・安心な暮らしのために

11 月 6 日（金）

山梨県自動販売機関連協議会「犯用品等」を寄贈

地域ぐるみの自主的な防犯活動の推進及び児童生徒通学時の交通安全環境の整備のため、山梨県自動販売機関連協議会様から防犯用ベスト 60 着、横断用手旗 60 本を寄贈していただきました。

ありがとうございました。

穂坂小 PTA の自主防犯活動の取り組みが表彰

10 月 15 日（木）

山梨県安全・安心なまちづくり表彰

穂坂小学校 PTA の皆さんが長年行ってきた、登校指導等の自主防犯活動への取り組みが認められ「山梨県安全・安心なまちづくり表彰」を受賞しました。おめでとうございました。

穂坂自然公園の遊歩道等を整備

10 月 8 日（木）ボランティア森林整備作業

富士島建設㈱の皆さんによる森林整備作業が、穂坂自然公園で行われました。

今回は遊歩道整備に加え、土留補修、側溝清掃なども行っていただきました。同社では「FK プロジェクト」と称して平成 23 年度より、企業の CSR 活動としてボランティア活動を継続していただいています。皆さんお疲れ様でした。

チーム韮崎で、男（ひと）と女（ひと）の共同から協働へ

市民目線の魅力的なまちづくり

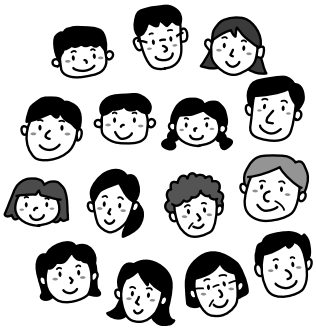

平成27年度 韮崎市男女共同参画フォーラム

韮崎市男女共同参画推進委員会では、平成25年10月に韮崎市景観計画が策定されたことを受け、平成26年度から景観のまちづくりをメインテーマに活動しています。男女相互の意見を尊重しながら、「景観」を切り口によりよいまちづくりをしていくためにはどうしたらよいか、皆さんで考える機会とするため、下記のとおり男女共同参画フォーラムを開催します。

日　時　2016年1月24日（日）
午後1時30分～午後4時（受付 午後1時～）
場　所　東京エレクトロン韮崎文化ホール（小ホール）

■第1部
・平成27年度男女共同参画推進委員会活動経過報告
・「景観のまちづくり」実践報告
・寸劇『軽生才眠の男の一日』披露

■第2部
パネルディスカッション『男女協働で美しい景観のまちづくり』
コーディネーター　向山 建生 氏　韮崎市男女共同参画アドバイザー
パネリスト　内藤久夫 市長
進藤哲雄 氏　㈱進藤建築設計事務所代表取締役
淺川節子 氏　市女性団体連絡協議会会長
清水ひろ美 氏　市男女共同参画推進委員会副委員長

■主催／韮崎市、韮崎市男女共同参画推進委員会
■共催／韮崎市女性団体連絡協議会、韮崎市地区長連合会
■問い合わせ　企画財政課企画推進担当（内線356）

輝く女性を応援！　女性団体連絡協議会レポート⑥

学びあい、そして高めあう女性団体を目指して

山梨県女性のつばさ韮崎会

山梨県女性のつばさ韮崎会は、昭和60年から、県の海外派遣事業の「山梨県婦人のつばさ」「山梨県女性のつばさ」「やまなし女性海外セミナー」に参加した女性の皆さんで構成され、そのうちの韮崎市に在住する会員の方々が、平成8年に韮崎会を発足させ現在に至っています。

この会では、海外研修等の成果を、女性団体活動を中心に地域へ還元し、研修に務め、会員相互の連携を図り、韮崎市の女性の地位向上と福祉の増進、国際交流に寄与することを目的に活動しています。

主な活動内容は、韮崎市女性団体連絡協議会の活動への参加、姉妹都市フェアフィールド市からの留学生との交流会への参加協力、男女共同参画に関する取り組み、また外部から講師を招いての学習会、会員の問題提起等による学習会・研修会等を定期的に実施しています。

今後も会の活動を広めていくため、会の主旨に賛同する方々への入会を呼びかけていきたいと思いますので、ご興味のある方は、ぜひお問合せください。

▲今年度も姉妹都市交流事業へ参加協力

■問い合わせ
山梨県女性のつばさ
韮崎会（石井）
☎22-3648

市民交流センター ニコリ イベント情報

ニコリ主催イベント
問合せ☎22-1121

昔懐かしい映画上映会
■日時　12月20日（日）
開演13時30分（開場13時）
■場所　3階多目的ホール
■定員　70名（参加無料）

餅つき大会inニコリ（無料）
臼と杵を使った、つきたてのおいしいお餅をお召し上がりください。お子様用の杵も用意しますので、ご家族みなさんで是非ご体験ください。
※お餅の数に限りあり
■日時　1月9日（土）
14時から（計3回実施）
■場所　1階共用スペース

骨盤エクササイズ～ピラティス～
ゆったりした動きなので身体の堅い人でも大丈夫です。日常生活でに使えるエクササイズを紹介します。
■日時　1月15、22、29日、2月5、12日（全5回）
19時30分～20時30分
■場所　ニコリ和室1・2
■参加費　5，000円
■定員　15名
※定員になり次第締切
■持ち物　バスタオル（ヨガマットでもOK）飲料水、運動のできる服装
■講師　鈴木つな 先生
■申込　総合受付にて申込用紙に参加費を添えてお申し込み下さい。

市立図書館
問合せ☎22-4946

朗読のつどい（無料）
12月は韮崎高校放送部と朗読グループひびきの会の皆さんが出演します。
■日時　12月19日（土）
14時～15時
■場所　図書館会議室
■内容（作品名・朗読者）
「待つ」　太宰 治作
朗読　小林方子氏
「クリスマスのまえのばん」クレメント・C・ムーア作
「ロウソク」アンデルセン作
「サンタクロースっているんでしょうか？」フランシスPチャーチ作
「赤ずきんちゃん」シャルル・ペロー作
朗読　韮崎高校放送部

クリスマス会（無料）
人形劇や、英語の絵本の読み聞かせ、歌やハンドベル演奏など、楽しい催し物がいっぱい。サンタさんからのプレゼントもあります。
■日時　12月12日（土）
14時～15時
■場所　おはなしコーナー
■対象　0歳から小学校低学年までのお子さんとその家族

クリスマス☆コンサート
クリスマスソングや、子どもから大人まで楽しめる曲をたっぷりお届けします。
■日時　12月12日（土）
15時10分～16時
■場所　図書館会議室
■参加費　無料
■出演者　音楽塾

住民基本台帳カードによる図書館の利用についてお知らせ
マイナンバー制度の開始による、住民基本台帳カードの発行終了に伴い、住民基本台帳カードによる図書館利用サービスを平成28年3月末で終了します。利用している方は図書館利用カード又はおサイフケータイへの切り替えをお願いします。
■手続き方法
平成28年3月31日までに図書館に現住所の確認できる身分証明書を持参し手続きしてください。利用カードの発行手数料はかかりません。

子育て支援センター
問合せ☎23-7676

にら★ぐるみん学校 フード・ドライブ
同じ空、同じまちの寒空の下でひっそりとおなかをすかせて年越しをする。そんな人たちに食べ物をプレゼントしませんか。ご家庭に眠っている缶詰・インスタント・レトルト食品・麺類・粉ミルクなどをご寄附ください。NPO法人フードバンク山梨をとおして、食べ物を必要としている方々にお届けします。
■受付期間
12月1日（火）～6日（日）
9時～17時
■受付場所　子育て支援センター内にら★ちび

大蓮寺さんにいこう（無料）
子育て法話を聞きながら、今年一年を振り返り、幸せについて考えてみませんか。
■日時　12月10日（木）
10時30分～12時
※集合　10時　ニコリ玄関
■定員　10組（要電話予約）
■場所　大蓮寺（本町2丁目）

韮崎市ファミリーサポート入会説明会
入会案内や先輩ママの体験談、まかせて会員さんの「おもてなしティータイム」もあります♪
■日時　12月15日（火）
10時30分～11時30分
■場所　子育て支援センター
■対象　0歳児から小学生の保護者（プレママ・パパも可）
■申込　随時電話申込

にら★ちび年末大掃除
1年の感謝をこめて大掃除を行います。
※おもちゃやマットが順次なくなりますのであらかじめご了承願います。
■日時　12月25日（金）
9時～

なんにもないひろば
大掃除に伴い、支援センター内が、おもちゃもマットも何もない、からっぽひろばに！
■期間　12月26日（土）～27日（日）

赤ちゃんタイムのお知らせ
0～3歳の赤ちゃんや幼児が安全にゆったり過ごせるよう、保育園児、幼稚園児の利用は14時からとなります。
■期間
12月24日（木）～25日（金）
1月5日（火）～8日（金）

くらしの情報

information

お知らせ

乳がん・子宮がん検診、人間ドック・脳ドックの受診券発行の受付は12月11日まで！

■対象者

乳がん検診
本年度25歳以上になる方

子宮がん検診
本年度20歳以上になる方

人間ドック
韮崎市国民健康保険加入者で、本年度40歳から74歳（平成28年3月31日時点）の、今年度の総合健診を受診されていない方

脳ドック
市内に住所を有する方で、本年度50歳以上（平成28年3月31日時点）の、昨年度脳ドックを未受診の方

■受付期間
12月11日（金）まで

■受付場所
保健福祉センター

■持ち物（受付時）
・健康保険証
・自己負担金
乳がん　1，000円
子宮がん　2，000円
（※70歳以上は無料）

■問い合わせ
保健課健康増進担当
☎23-4310

住民基本台帳カード及び電子証明書の交付・更新等の終了のお知らせ

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カード及び住民基本台帳カードに格納されている電子証明書の交付・更新等が終了となります。

確定申告等で電子証明書をご利用される場合は、有効期限をご確認のうえ、事前に更新されるか、新たに個人番号カードをご取得願います。

■交付・更新等終了期日

【住民基本台帳カード】
（有効期限10年間）
12月28日（月）17時
※有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。なお、身分確認によっては即日交付できませんのでご注意ください。

【公的個人認証（電子証明書）】
（有効期限3年間）
12月22日（火）17時
※有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。なお、本人のみの申請となります。

■交付・更新手数料
500円

■問い合わせ・お申し込み
市民課市民担当
（内線123～126）

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求を受付

平成27年1月から12月までの自動車燃料購入費の助成を行いますので、該当する方は、手続きをお願いします。

■対象者
自動車税・軽自動車税の減免を受けている方で、次のいずれかを所持している方
・身体障害者手帳1・2級
・療育手帳A
・戦傷病者手帳特別項症

■受付（韮崎会場）
平成28年1月21日（木）
10時～16時

■場所　北巨摩合同庁舎
※韮崎会場以外でも実施します。（詳細要問合せ）

■持ち物
①山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
②宛名に請求者氏名が記載印字された領収書及び購入量計算書、又は燃料購入先で証明を受けた支払証明書
③身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか。（「減免済」印があるもの）
④印鑑
⑤減免対象車両の車検証
⑥請求者の預金通帳（店名・預金種目・口座番号の確認ができるもの。）

■請求書・購入量計算書及び支払証明用紙の配布場所
・中北保健福祉事務所福祉課
・中北保健福祉事務所峡北支所（北巨摩合同庁舎内）
・市福祉課障がい福祉担当
※中北保健福祉事務所のホームページからも印刷可

■問い合わせ
県中北保健福祉事務所
福祉課障害福祉担当
☎055-237-1381

災害時要援護者支援制度に登録を！

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などのうち、日常生活のなかで手助けを必要とする方が事前に登録をすることで、災害時に避難援助などの支援が受けられます。

■対象者
・ひとり暮らしの高齢者
・高齢者のみの世帯の方
・身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A）
・精神障害（1級）の方
・要介護度3以上の方
※ご本人または家族の同意により、支援のために必要な個人情報は、公共機関等で平常時から情報共有します。ただし、同意のない場合は、登録のみとなります。

■問い合わせ
福祉課社会福祉担当
（内線180）

乾燥の季節です！火気の取扱いにご注意を

最近、受動喫煙に対する意識の向上に伴い、ベランダやバルコニーにおけるタバコ火災の件数が全国的に増加傾向にあります。風が強い日は、ベランダ等での喫煙を控えるか、喫煙する際には、水を張った灰皿を用意するなどの対策を行いましょう。

市民の皆さんの火災を起こさない意識・行動が大切です。

みんなで火災の発生防止に努めましょう。

■問い合わせ　総務課防災交通担当（内線339・399）

証明書のコンビニ交付及び自動交付機の一時利用停止のお知らせ

コンビニでの証明書交付及び市役所の自動交付機が、個人番号（マイナンバー）カードに対応させるための工程試験のため、証明書発行業務を一時停止します。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

■利用停止期間

12月15日（火）午前6時30分から翌16日（水）午後11時まで

■問い合わせ　市民課市民担当（内線123～126）

イベント

冬至はゆず湯でほっかほか

韮崎市老人福祉センターでは、12月22日の冬至にちなんで、今年も体の温まるゆず湯のサービスをします。

ゆず湯は血行促進及び、神経痛、腰痛等を和らげる効果がありますので、皆さま是非ご利用ください。

■実施期間
12月21日（月）～25日（金）
（祝祭日を除く）
※入浴時間
9時30分～15時30分

■問い合わせ
韮崎市老人福祉センター
☎22-6944

募集

地域をつなぐ健康作り料理講習会 参加者募集

食生活改善推進員会では、「減塩」と「野菜あと一品」の普及を目指したミニ講習会と調理実習を開催します。

■日時
1月22日（金）10時～14時

■場所　保健福祉センター

■対象者
市内在住の40歳から70歳代の方（先着25名）

■参加料　無料

■持ち物　エプロン、三角巾、筆記用具

■募集締切　1月8日（金）

■申し込み・問い合わせ
保健課健康増進担当
☎23-4310

消防団員募集!!

あなたも地域の守り手になりませんか。消防団は、地域を熟知している若い力を必要としています。

消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

■活動内容は

火災現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御など、様々な現場で活躍が期待されています。また、市民への啓発、広報活動、防火指導等にも大きな役割を担っています。

■入団資格

市内に在住又は勤務している18歳以上の方

■消防団の待遇は

年額報酬、退職報償金や出動手当が支給され、公務災害補償も受けられます。

さらに、韮崎市では団員が特定の店舗でサービスを受けられる「消防団サポート事業」や「協力事業所表示制度」など、地域や企業と連携し消防団を応援しています。

※「消防団サポート事業」及び「協力事業所表示制度」の詳しい内容は、韮崎市HPをご覧ください。

■申し込み・問い合わせ
総務課防災交通担当
（内線339～399）

ママのイキイキ応援プログラムママがハッピーなら家族もハッピー♪

子育てだけではなく、パートナーや両親、ママ友、職場の人間関係など様々な悩みを解決するヒント満載のプログラムです。

■日時　1月21日、2月4日・18日・25日、3月10日
10時～正午

■場所　ぴゅあ総合（甲府市）

■講師　山崎洋実氏

■定員　45名（先着順）

■受講料　17，000円

■託児　15名（先着順）
（5，000円／5回）

■申込方法　氏名、電話番号を記載の上、Eメールで申込
mamaiki239@hotmail.com

■問い合わせ　ハッピーママミープロジェクト山梨（久保寺）
☎090-1665-0404

講演会

人権啓発講演会
辛さが2倍なら楽しさも2倍

講師の杉山さんは性同一性障害をカミングアウト。講演会では、多様な人々が抱える生きづらさを打開するヒントについて聞くことができます。

■日時　12月16日（水）
13時30分～15時

■場所　県立図書館

■参加無料　※事前申込不要

■問い合わせ
山梨県県民生活・男女参画課
☎055-223-1351

相談

無料法律相談
山梨学院大学法科大学院共催

■日時　12月19日（土）
1月16日（土）13時～16時

■場所　ニコリ1階会議室

■定員　各先着12名（要予約）

■相談時間　1人30分以内

※相談には弁護士のほかに法科大学院生も同席

■予約日　12月8日（火）
8時30分から（電話可）

■申し込み・問い合わせ
企画財政課企画推進担当
（内線356）

●国民健康保険より

11月に韮崎市国民健康保険で支払った額（保険者負担額）は、143,265,534円（前年同月比6.56%減）で、1人あたりの保険者負担額は、18,431円（前年同月比4.53%減）でした。引き続き健康に気をつけ医療費の節約にご協力ください。

●市の人口　11月1日現在

		（前月比）
男	：15,171人（うち外国人176人）	－2人
女	：15.389人（うち外国人258人）	－14人
計	：30,560人（うち外国人434人）	－16人
世帯数	：12,458世帯	16世帯

★火災による逃げ遅れを防ぐため、大掃除の際は「住宅用火災警報器」の定期点検をしましょう！

大村 智博士 ノーベル医学・生理学賞受賞記念事業

大村博士参列予定

幸福の小径

命名記念式典&記念ウォーク

12/20[日] 10:00am 雨天決行

甘利沢川さくら公園［武田橋寄り特設会場］

本市名誉市民で、北里大学特別栄誉教授の大村智博士が、豊かな自然環境に育まれた少年時代に、自宅(現：韮崎大村美術館付近)から韮崎中学校(現在の市役所付近）まで日々通った約 1.8 キロの通学路を、このたびのノーベル医学・生理学賞の受賞を記念して『幸福の小径（こうふくのこみち)』と名付け、世界の平和と幸福に貢献された博士の功績を称えることとしました。

今後は、博士の像に加え、女子美術大学の学生や〇Gなど、新進気鋭の若手芸術家の彫刻作品等を小径沿いに設置するなど、アートで創出した新たな憩いのスポットとして、市民の皆さんをはじめとする多くの方々に、末永く愛され、親しまれる小径となるよう努めていきます。

記念式典＆記念ウォーク参加者募集

記念式典終了後、甘利沢川さくら公園から韮崎大村美術館を経由して、わに塚のサクラ、願成寺を巡る、約5 km の記念ウォーク(幸福の小径歩き初め)を実施します。どなたでもご参加いただけますので、大村智博士がみた原風景に思いを馳せながら歩いてみませんか。

■集合時間：式典・ウォークとも 9 時 45 分までに集合してください。

■駐 車 場：旭陽電気㈱・市役所・すずらん保育園をご利用ください。

☆参加上の注意点

・動きやすい服装(防寒具)、履き慣れた靴でご参加ください。

・ペットボトル (500ml) の水を主催者で用意しますが、必要に応じて各自でご用意ください。

■お問い合わせ　記念式典について　商工観光課観光担当　☎22-1111（内線 210）
ウォークについて　保健課保健指導担当　☎23-4310

作って楽しい！

かわいいキャラ弁

ゆずももさくら先生のキャラ弁教室

11月7日、藤井町出身でキャラ弁作りの講師として活躍している、ゆずももさくら先生こと下原香織さんを招き、市民交流センターニコリで初心者向けのキャラ弁作り教室が開催されました。

下原さんは、3人のお子さんをお持ちで、5年間毎日かかさずキャラ弁を作り続けた経験を活かし、県内を中心にキャラ弁作りの講師等をしています。

この日参加した11名の方々の多くはキャラ弁作り初挑戦とのことで、慣れない手つきながらもかわいらしいキャラ弁作りを楽しんでいました。

キャラ弁は一見難しそうに思えますが、意外と簡単に作れるものもあるそうです。

皆さんもキャラ弁作りの基礎を学んで、韮崎市のイメージキャラクター「ニーラ」のキャラ弁に挑戦してみると、きっとお子さんも大喜びですね。

■キャラ弁教室の開催依頼に関するお問い合わせ
☎090-5811-4483
（下原香織さん）

●発行：韮崎市　〒407-8501　山梨県韮崎市水神一丁目 3-1　●編集：企画財政課企画推進担当　●毎月 1 日発行
●問い合わせ：　TEL 0551-22-1111　FAX 0551-22-8479　●URL：http://www.city.nirasaki.lg.jp/